

平成 23 年 9 月 22 日

金融庁総務企画局市場課市場機能強化室御中

社団法人 信託協会

平成 23 年金融商品取引法等改正（6 ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等にかかる  
意見について

標記について、別紙のとおり、意見を提示いたしますので、何卒、ご高配を賜ります  
ようお願い申し上げます。

以上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	特定目的信託財産の計算に関する規則第72条第1項第12号	信託財産の管理及び運用に係る報告書中、「受益証券の発行価額の総額及びその発行時における外国投資家の取得価額の総額、外国投資家以外の取得価額の総額」を記載事項とされているが、信託設定時において、当初受益者である委託者が受益権をすべて取得することになるため、当該委託者のみが取得したものと記載することによいか。	特定目的信託の受益権は、一旦、委託者が全額取得し、その後、受益権の全部又は一部を譲渡することとなる。ただし、社債的受益権以外のその他受益権については、投資家への譲渡を予定しない場合もある。
2	同上	信託財産の管理及び運用に係る報告書の記載事項中、「受益証券の発行価額の総額およびその発行時における外国投資家の取得価額の総額、外国投資家以外の取得価額の総額」を記載することとされているが、対象となる受益証券から、社債的受益権を除外していただきたい。	特定目的会社については、特定出資又は優先出資の発行総額及びその発行時における外国投資家の取得価額の総額、外国投資家以外の者の取得価額の総額が記載事項とされているが、特定社債は、記載の対象となっていない(特定目的会社の計算に関する規則第66条第1項第6号)。よって、特定目的会社の特定社債と同様の性格を有する特定目的信託の社債的受益権についても、記載の対象から除外すべき。